

市場区分の見直しと対応

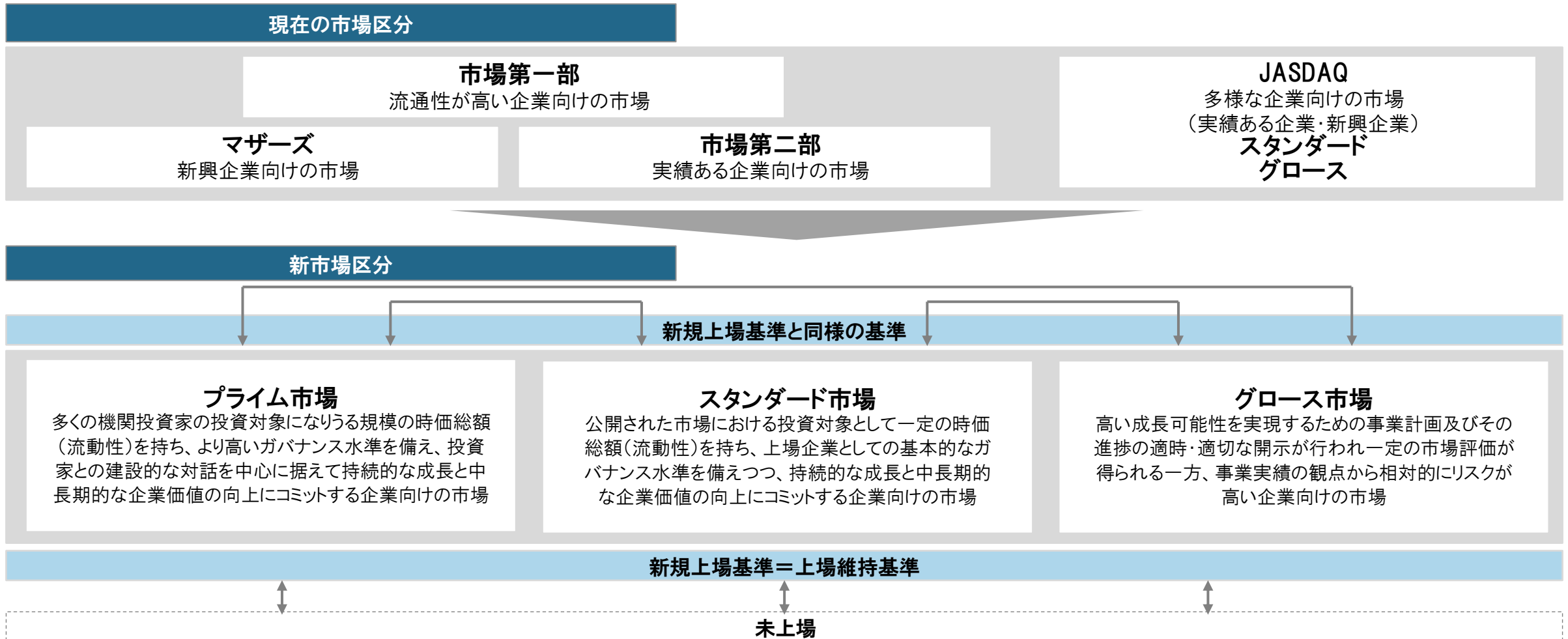
三井住友信託銀行株式会社
ガバナンスコンサルティング部

1. 市場区分見直しの概要 P.3
2. 今後の対応及び検討事項 P.12

1. 市場区分見直しの概要

東証の市場区分の見直しの考え方

- 東京証券取引所は、2020年2月21日に「新市場区分の概要等について」にて、現在の市場区分を明確なコンセプトに基づいて「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」の3つの市場区分へ再編することを公表
- 各市場区分のコンセプトに応じ、時価総額（流動性）やコーポレート・ガバナンスに関する基準を定め、新規上場と上場維持の基準を共通化
- 各市場区分はそれぞれ独立しているものとし、現在の一部指定基準・指定替え基準・市場変更基準のような「市場区分間の移行」に関する緩和された基準は設けない



東証の市場区分の基準見直し等のスケジュール

- 東京証券取引所は、2020年2月21日に「新市場区分の概要等について」にて、「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」の3つの市場区分への再編の概要を公表、同年12月25日に「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について」にて、新市場区分の上場基準の詳細が示され、また流通株式の定義の見直しの内容についても明らかにされた
- 今後改訂が見込まれる「コーポレートガバナンス・コード」の内容や新上場区分における上場料金等については、2021年春以降に公表予定
- 新市場区分への移行は、2021年9月から12月に市場選択を行い、2022年4月4日に一斉移行となる予定
- 市場区分の見直しに伴いTOPIX等の算出方法の見直しも予定されており、流通株式時価総額の基準に抵触する会社を「段階的ウエイト低減銘柄」と判定し、段階的に構成ウエイトを引下げ、2025年1月末に構成銘柄から除外されることとなる

時期	見直し事項	備考
2020/3/1	制度要綱の公表 (現行制度の一部改正)	■ 新規上場・市場変更基準等の改正
2020/7/1	現行制度の一部改正	■ 本改正後に申請する新規上場会社は、新市場区分の上場基準に近い枠組みで上場
2020/12/1	制度要綱の公表 (新市場の制度)	■ 新市場区分の上場基準の詳細（流通株式の定義の見直しの内容含む） ■ 既上場会社の移行プロセスの詳細
2021年春～	コーポレートガバナンス・コードの改訂	■ プライム市場の上場会社を念頭に、より高い水準が示される想定
2021年6月末日	移行基準日	■ 上場会社に対して、 7月末までに新市場区分の上場維持基準への適合状況を通知 ■ TOPIXの「段階的ウエイト低減銘柄」の判定基準日
2021年9月～12月	上場会社による市場 選択手続き	■ 改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた報告書を提出 ■ 新市場区分の 上場維持基準の適合に向けた計画書の内容を開示 （公衆縦覧）
2022/4/4	一斉移行日	■ 新市場区分への移行完了
2022年10月～2023年7月	TOPIXの構成比率の移行 (1回目～4回目)	■ 段階的ウエイト低減銘柄について、段階的にTOPIXの構成比率を低下
2023/8/1	段階的ウエイト低減銘柄の再評価	■ 2023年8月末までに提出された情報に基づき、流通株式時価総額を再評価
2023年10月～2025年1月	TOPIXの構成比率の移行 (5回目～10回目)	■ 2025年1月最終営業日に段階的ウエイト低減銘柄をTOPIX構成銘柄から除外

新たな市場区分の選択・手続きについて

- 上場会社が、各市場区分のコンセプトや上場基準を踏まえ、移行時に新たな市場区分を主体的に選択。現在の市場区分と選択先の市場区分の組合せに応じ、「市場選択に係る手続き」または「新規上場と同様の審査手続き」の異なる手続きを適用
- 2021年6月末日を移行基準日とし、上場会社に対して、当該移行基準日の時点で新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを同年7月末までに通知。同年9月から12月までを市場選択手続期間とし、上場会社各社が、当該期間中に市場選択に係る手続を実施。新市場区分の選択に際しては、各種書類の提出・開示が必要

新市場区分選択の詳細

現市場区分	選択先の新市場区分	必要な手続き
市場第一部	プライム	■市場選択に係る手続き ※移行基準日に、 <u>新市場区分の上場維持基準</u> を充たしていない場合は、追加の手続きが発生(以下、同様)
	スタンダード	
	グロース	●新規上場と同様の審査手続き ※一斉移行日までに、 <u>新規上場審査</u> に適合しなかった場合は、一斉移行日に猶予期間入り(以下、同様)
市場第二部 JASDAQ(スタンダード)	スタンダード	■市場選択に係る手続き
	プライム・グロース	●新規上場と同様の審査手続き
マザーズ JASDAQ(グロース)	グロース	■市場選択に係る手続き
	プライム・スタンダード	●新規上場と同様の審査手続き

市場選択に係る手続きの概要

選択先	提出書類	提出時期
全市場共通	■市場選択申請書 ■市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面	申請日
プライム	■改訂後コーポレートガバナンス・コードの内容を反映したコーポレートガバナンスに関する報告書 ■ <u>上場維持基準に適合していない場合は、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書(※)</u>	市場選択 手続期間の 最終日まで
スタンダード		
グロース	■事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況の継続的な開示に関する確約書 ■直近の事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況 ■ <u>上場維持基準に適合していない場合は、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書(※)</u>	市場選択 手続期間の 最終日まで

(※)当該計画書には、流通株式比率の向上だけでなく、ガバナンス向上等の取組も含めた流通株式時価総額向上のための計画の提出を含む公衆縦覧の対象であることを踏まえ、上場会社において合理的な計画を策定のうえ、取締役会決議等の適切な手続きを経ることが必要

新たな市場区分における上場基準について

- 新市場区分における上場基準の詳細が公表され、各基準となる指標の算出方法が明確化された
- 上場維持基準に抵触した場合の改善期間が示され、当該基準に抵触した会社は改善期間内に基準を充たすか、他の市場へ上場できない場合は、上場廃止となる
- 当面は経過措置が適用され、上場維持基準に抵触する会社は「新市場区分の上場維持基準適合に向けた報告書」を提出することで現行の指定替え・上場廃止基準と同水準の基準が適用される(後述 経過措置について を参照)

新市場区分における上場基準の詳細

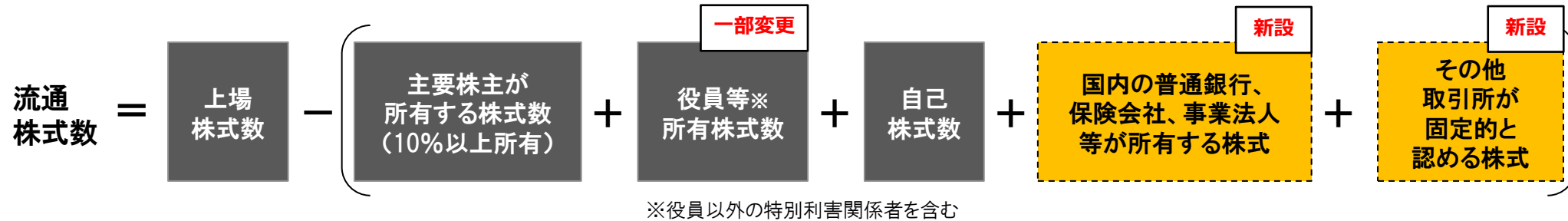
	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場	算出方法
株主数	800人以上 (改善期間1年)	400人以上 (改善期間1年)	150人以上 (改善期間1年)	株券等の分布状況表に記載される、基準日時点の株主数を用いる (従前から変更なし)
流通株式数	20,000単位以上 (改善期間1年)	2,000単位以上 (改善期間1年)	1,000単位以上 (改善期間1年)	株券等の分布状況表に記載される、基準日時点の流通株式数を用いる (後述 流通株式の定義見直し を参照)
流通株式時価総額	100億円以上 (改善期間1年)	10億円以上 (改善期間1年)	5億円以上 (改善期間1年)	事業年度末日以前3か月間の取引所の売買立会における日々の最終価格(終値)の平均値を乗じて算出した値を用いる
出来高	1日平均売買代金 0.2億円以上 (改善期間1年)	月平均売買高 10単位以上 (改善期間6か月)	月平均売買高 10単位以上 (改善期間6か月)	＜1日平均売買代金＞ 毎年12月末日以前1年間における取引所の売買立会での金額を日次平均した値 ＜月平均売買高＞ 毎年6月末/12月末日以前6か月間における取引所の立会売買での売買高を月次平均した値
流通株式比率	35%以上 (改善期間1年)	25%以上 (改善期間1年)	25%以上 (改善期間1年)	株券等の分布状況表に記載される、基準日時点の流通株式数・上場株券等の数を用いて算出する(従前から変更なし)
時価総額			上場から10年経過後 40億円以上 (改善期間1年)	事業年度末日以前3か月間の平均値を用いる なお上場後経過年数については、移行日前に経過していた年数を引継ぐ

流通株式の定義見直しについて

- 流動性の向上により、株式の円滑な流通と公正な価格形成を確保する観点から、流通株式の定義に関して、以下の見直しを実施
- 市場における流動性(売買実績)が著しく低いことを踏まえ、国内普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式を流通株式から除外

新たに追加された定義

- 上場株式のうち、「国内の普通銀行、保険会社、事業法人等」の所有する株式について、流通株式から除外する
ただし、直近の大量保有報告書等において、保有目的が「純投資」と記載されている株式は流通株式として取扱う
- 役員以外の特別利害関係者の所有する株式について、流通株式から除外する



- 流通株式から除外される株式数については、「株券等の分布状況表」において報告することになる
- 特別利害関係者とは、①上場会社の役員の配偶者・二親等以内の血族、②役員や①の者が議決権の過半数を有する会社、③上場会社の関係会社・その役員を指す
- 国内普通銀行には、信託銀行や信用金庫は含まない
- 事業法人等には、金融機関や金融商品取引業者は含まない
- 保有目的が「純投資」であるか否かの判断は、大量保有報告書の内容をもって判断される

✓ 信託銀行が保有する株式については、信託勘定・銀行勘定ともに流通株式から除く対象に含まれない

※普通銀行、保険会社、事業法人等については、実態としては「純投資」であった場合でも、大量保有報告書が提出されていない場合には流動株式から除外される可能性がある

経過措置について

- 選択先の市場区分の上場維持基準に適合していない場合は、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出・開示することで、経過措置を適用
- 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出した上場会社は、一斉移行日以後に終了する事業年度の末日から起算して3ヶ月以内に、当該計画書の進捗状況の開示が必要
- 経過措置については、当面見直しの予定はなく、一斉移行日後の中期的な適合状況を踏まえて、将来的に見直しを行う場合がある

スケジュール詳細

現市場区分	選択先の新市場区分	経過措置の内容
市場第一部	プライム	<u>当分の間、現行の指定替え基準と同水準の基準を適用</u> (流通株式時価総額10億円以上、流通株式比率5%以上など)
市場第二部 JASDAQ(スタンダード)	スタンダード	<u>当分の間、現行の上場廃止基準と同水準の基準を適用</u> (流通株式時価総額2億5千万円以上、流通株式比率5%以上など)
マザーズ JASDAQ(グロース)	グロース	

(※)経過措置の適用を受けた上場会社が、一斉移行日後に有価証券上場規程に重大な違反を行った場合には、経過措置の適用対象から除外
当該経過措置については、当面、見直しを予定していませんが、一斉移行日後の中期的な状況変化等を踏まえ、将来的に見直しを行う場合があるものとします

東証の新市場区分「プライム市場」の基準について

- 「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」の3つの市場区分への再編の概要を公表。各市場区分の新規上場と上場維持の基準は原則共通化、現在の市場区分間の移行に関する緩和基準は設けない見込み。
- プライム市場への上場のためには、流通時価総額100億円以上や他の市場と比較して一段高い水準のガバナンスへの対応が必要。

プライム市場の上場基準					現状の市場第一部の上場基準					
項目	考え方・狙い	概要(※)								
流動性	➤ 多様な機関投資家が安心して投資対象とすることができる 潤沢な流動性 の基礎を備えた銘柄を選定する	項目	新規上場	上場維持	経過措置	直接上場	一部指定	市場変更	指定替え	廃止
		株主数	800人 以上			2,200人 以上			2,000人 未満	400人 未満
		流通株式数	2万単位 以上		1万単位 以上	2万単位 以上			1万単位 以上	2千単位 以上
		流通株式 時価総額	100億円 以上		10億円 以上	10億円 以上	20億円 以上	10億円 以上	10億円 未満	5億円 未満
		売買代金	-	1日平均売 買代金0.2 億円以上	月平均40 単位以上	-	月平均 200単位 以上	-	月平均 40単位 未満	月平均10 単位未満 /3ヶ月売 買不成立
時価総額	250億円 以上	-	-	250億円 以上	40億円 以上	250億円 以上	20億円 未満	10億円 未満		
ガバナンス	➤ 上場会社と機関投資家との間の 建設的な対話の実効性を担保する 基盤 のある銘柄を選定する ● 見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則の適用 (プライム市場の上場企業を念頭に、 より高い水準が示されると想定)	➤ 投資家との建設的な対話の促進の観点から、いわゆる安定株主が株主総会における特別決議可決のために必要な水準(3分の2)を占めることのない公開性を求める								
		項目	新規上場	上場維持	経過措置	直接上場	一部指定	市場変更	指定替え	廃止
		流通株式 比率	35%以上		5%以上	35%以上	-	35%以上	-	5%未満
経営成績 財政状態	➤ 安定的かつ優れた収益基盤・財政状態 を有する銘柄を選定する	➤ 経営成績・財政状態に関する実質審査は、以下のA又はBのいずれかを満たすものについて実施する (新規上場申請に係る不受理基準)								
		新規上場のみ				直接上場・一部指定・市場変更		指定替え	廃止	
		項目	A(利益実績)		B(売上実績)	A(利益実績)		B(売上実績)		
		収益基盤	最近2年間の利益 合計が25億円 以上		売上高100億円以 上かつ、時価総額 1,000億円以上	最近2年間の利益 合計が25億円 以上		売上高100億円以 上かつ、時価総額 1,000億円以上	-	-
		財政状態	純資産50億円以上 (全市場共通の廃止基準として、 債務超過に関する基準を設ける)		純資産10億円以上		債務超過		2期連続 債務超過	

※市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設ける

TOPIX等の見直し

- 金融審「市場構造専門グループ」報告書における指摘を踏まえ、TOPIX算出ルールの見直しを実施
- 新算出ルールでは、TOPIXと市場区分の範囲を切り離し、流動性(流通時価総額100億円以上)を重視して構成銘柄を選定する方針
- 市場への影響を考慮し、2022年4月以降に段階的に変更していく予定

● TOPIX算出ルール見直しの概要

- 流通株式時価総額に基づき段階的ウェイト低減銘柄を選定し、該当会社については段階的にTOPIXの構成比率を引下げ、2025年1月末に構成銘柄から除外する
- TOPIXの構成比率の決定要素である「浮動株」の定義を見直し、有価証券報告書の記載情報に基づいて、他の上場会社等が純投資目的以外の目的で保有する特定投資株式※を固定株として取扱う ※ みなし保有株式は対象外であり、当該株式については浮動株に含まれる

段階的ウェイト低減銘柄について

● 判定基準

次の①②を満たす会社が対象

- ① 2021年6月30日基準 流通株式時価総額100億円未満
- ② ①以降に到来する決算期末時点の流通株式時価総額100億円未満

再評価において
流通時価総額100億円以上
かつ
年間売買代金回転率0.2回転以上
となった場合は、移行係数「1」に戻る

実施回	指数修正日	移行係数
1回目	2022年10月末	×0.9
2回目	2023年1月末	×0.8
3回目	2023年4月末	×0.7
4回目	2023年7月末	×0.6
2023年8月末までに提出された情報に基づいて再評価		流通株式時価総額100億円未満の場合
5回目	2023年10月末	×0.5
6回目	2024年1月末	×0.4
7回目	2024年4月末	×0.3
8回目	2024年7月末	×0.2
9回目	2024年10月末	×0.1
10回目	2025年1月末	×0 構成銘柄から除外

流通株式時価総額100億円以上の場合
×0.6
×0.6
×0.6
×0.6
×0.6
×0.6

2. 今後の対応及び検討事項

東証の市場区分の基準見直しに関する弊社想定

東証の現状と今後				東証1部からの移行社数	上場基準		
現状	今後	投資家 資金動向	ガバナンス 強化要求動向	流通株式時価総額 ・比率より推定	流通株式時価総額	流通株式比率	ガバナンス
東証1 2,122社	プライム市場 ^①			1,685社	100億円以上 経過措置:10億円以上	35%以上 経過措置:5%以上	見直し後の一段高いコーポレートガバナンス・コード全原則の適用
東証2 JQスタンダード	スタンダード市場 ^②			437社	10億円以上 経過措置:2.5億円以上	25%以上 経過措置:5%以上	コーポレートガバナンス・コード※ 全原則の適用 (現在は78原則)
JQ グロース マザーズ	グロース市場 ^③				5億円以上 経過措置:2.5億円以上	25%億円以上 経過措置:5%以上	コーポレートガバナンス・コード※ 基本原則の適用 (現在は5基本原則)
親子上場 親:217社	親子上場 ^④ 子:315社						

※ コーポレートガバナンス・コードは、2021年春以降に改訂予定となっており、スタンダード市場・グロース市場も改訂後のコーポレートガバナンス・コードが適用される可能性があります。

今回のコーポレートガバナンス・コード/対話ガイドライン改訂の概要

改訂のテーマ 『サステナビリティ』 = ESG要素を含む、中長期的な持続可能性を実現すること

実現に向けて必要と考えられた取り組み

1

取締役会の機能発揮

- 独立性を確保した実効性の高い監督
- 中長期の経営の方向性に照らし必要なスキルの特定
- 指名・報酬委員会の独立性、権限、役割の明確化

2

中核人材の多様性確保

- ジェンダー、国際性、職歴、年齢等
- 人材確保のための育成方針、環境整備等の方針開示

3

サステナビリティを巡る課題への対処

- 環境、社会問題への対処、自然災害への危機管理等
- サステナビリティに関する基本方針の策定
- ステークホルダーとの対話、開示

4

その他の諸課題への取り組み(守りのガバナンス)

- グループガバナンス
- 監査の信頼性確保・内部統制・リスク管理
- 株主総会における情報の充実、電子行使促進
- 事業ポートフォリオに関する方針決定・開示
- 政策保有株の検証(独立社外取締役の関与)
- 監査役の対話への関与

プライム市場:(これらをミニマムスタンダードに)一段高いガバナンスを目指して取り組み

スタンダード・グロース市場:持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してガバナンス向上に取り組み

コーポレートガバナンス・コード改訂案における主な改訂の概要①

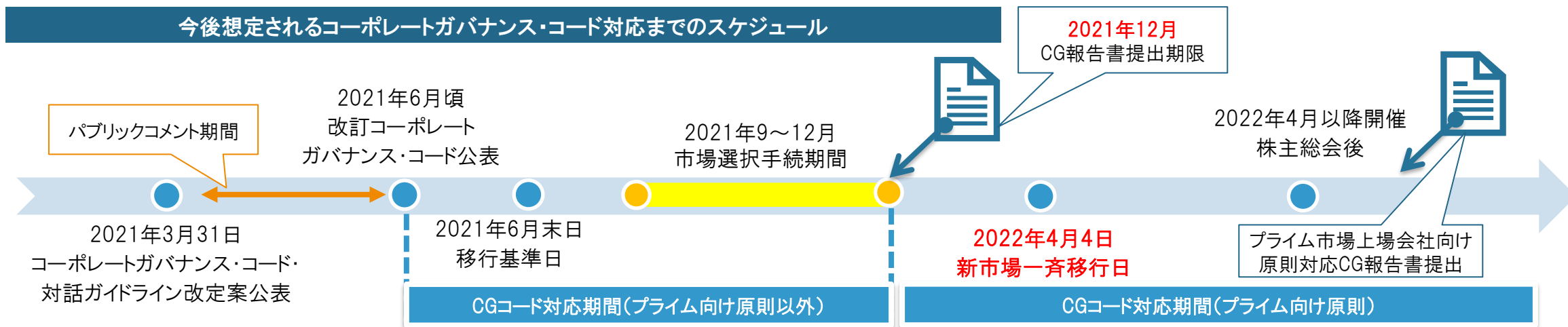
- 新たに5原則が追加、12原則が修正され(軽微な修正を含む)、全83原則となりました
- 主要な改訂のテーマは、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組み、グループガバナンスの在り方、監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理、株主総会関係です

関連コード	改訂前	改訂後
補充原則1-2④	■ 議決権の電子行使を可能とするための環境作り・招集通知の英訳を進めるべき	■ (左記に加え) <u>プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべき</u>
補充原則2-3①	■ サステナビリティを巡る課題への対応は <u>重要なリスク管理の一部と認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討すべき</u>	■ サステナビリティを巡る課題への対応は <u>収益機会にもつながる重要な経営課題として中長期的な企業価値の向上の観点から検討を深めるべき</u>
補充原則2-4①	(新設)	■ <u>女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の多様性確保の考え方およびその目標、人材育成方針・社内環境整備方針を開示すべき</u>
補充原則3-1②	■ 合理的な範囲で英語での情報提供・開示を進めるべき	■ (左記に加え) <u>プライム市場上場会社は、開示資料のうち必要とされる情報について英語で開示・情報提供を行うべき</u>
補充原則3-1③	(新設)	■ <u>経営戦略の開示の際、サステナビリティについての取組み、人的資本や知的財産への投資等についての情報を開示・提供すべき</u> ■ <u>プライム市場上場会社は、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたは同等の枠組みに基づく開示を充実すべき</u>
補充原則4-2②	(新設)	■ <u>中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本方針を策定すべき</u> ■ <u>人的資本・知的財産への投資等の経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべき</u>
補充原則4-3④	■ 内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、体制の適切な構築や運用が有効に行われているかの監督に重点を置くべき	■ 内部統制や先を見越した <u>全社的</u> リスク管理体制の整備は、 <u>グループ全体の</u> 体制の適切な構築や内部監査部門の運用状況を監督すべき

コーポレートガバナンス・コード改訂案における主な改訂の概要②

関連コード	改訂前	改訂後
原則4-8	■ 独立社外取締役を少なくとも<u>2名</u>選任すべき ■ 必要と考える会社は<u>3分の1以上</u>の独立社外取締役を選任すべき	■ (左記に加え)<u>プライム市場上場会社</u>は独立社外取締役を少なくとも<u>3分の1以上</u>選任すべき ■ (左記に加え)<u>プライム市場上場会社</u>は必要と考える会社は<u>過半数</u>の独立社外取締役を選任すべき
補充原則4-8③	(新設)	■ <u>支配株主を有する上場会社は、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上選任または特別委員会を設置すべき</u> ■ <u>支配株主を有するプライム市場上場会社は独立社外取締役を過半数選任または特別委員会を設置すべき</u>
補充原則4-10①	■ 独立社外取締役が過半数に満たない会社(指名委員会等設置会社を除く)は指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会を設置すべき	■ (左記に加え)<u>プライム市場上場会社は各委員会の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割を開示すべき</u>
原則4-11	■ 取締役会はジェンダーや国際性を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき	■ 取締役会はジェンダーや国際性、<u>職歴、年齢</u>を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき
補充原則4-11①	■ 取締役会の全体としての多様性及び規律に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべき (新設)	■ 取締役会の全体としての多様性及び規律に関する考え方を定め、<u>経営環境や事業特性等に応じた取締役のスキル等の組み合わせ</u>を取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべき ■ <u>独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべき</u>
補充原則4-13③	■ 内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき	■ <u>内部監査部門が取締役会及び監査役会に対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき</u>
補充原則5-1①	■ 経営陣幹部、または取締役が株主との面談に臨むことを基本とすべき	■ 経営陣幹部、<u>社外取締役を含む</u>取締役または<u>監査役</u>が株主との面談に臨むことを基本とすべき
補充原則5-2①	(新設)	■ <u>経営戦略の策定・公表には事業ポートフォリオの方針・見直し状況を示すべき</u>

改訂コーポレートガバナンス・コード対応スケジュール



今後のコーポレートガバナンス・コード対応のスケジュール案

ステップ	項目	公表～8月	9月	10月	11月	12月
1	情報収集	1. 改訂CGCに関する情報収集				
2	基本方針等策定	2. CGCに関するディスカッション				
		3. CGC対応チェックリストの作成(全コード)				
		4. CGC対応に関する詳細ミーティング				
		5. CGC基本方針等原案の策定・修正(該当ある場合)				
		6. 開示項目の策定・修正				
3	ガバナンス報告書作成	7. ガバナンス報告書ドラフトのレビュー				
		8. ガバナンス報告書の作成・取締役会承認				
		9. 提出				

- * 作成時点における法令、関連諸規則、信頼できる情報、資料等に基づき作成しておりますが、これらの法令・諸規則の変更等により本資料に内容の変更がありえますので、ご留意願います。
- * 本資料は、実務のご理解を深めていただくことを目的に作成していますので、法令解釈等の個別の事案に当社が責任を負う趣旨ではございません。個別事案の検討にあたっては弁護士・公認会計士・税理士等各専門家へのご確認をお願い申し上げます。
- * 本提案に基づくサービスをご利用の際には、当社所定の手数料がかかります。
- * 本資料の著作権は当社に帰属し、目的を問わず本資料の無断での複製または転用等を禁じます。

(2021/04/01 作成)